

平成28年度 四国厚生支局管内確定給付企業年金監査時の指摘事項

区分	指摘事項
加入者	業務の概況について、法令・規約に規定される事項を漏れなく加入者等へ周知すること。
給付	年金未請求者に対する対応については電話・手紙等で督促を行っているものの、督促事跡の管理が不十分であることから適切な事跡管理を行うとともに理事長等の確認を受けること。
その他	監事の監査については、毎事業年度当初に監査の回数、時期等、監査の実施計画を立て理事長に通知するとともに、監査の結果についても理事長に通知するよう「企業年金基金監事監査規程要綱」に基づき適正かつ厳正に行うこと。
	基金規約において、引用する厚生年金保険法の条項について法改正が反映していないものが見受けられたので、適切な記載内容とすること。
	監査の結果について代議員会に報告した際、会議録にその旨を適切に記録すること。また、代議員会をテレビ会議で実施した場合は会議録にその旨記録すること。
	理事長に事故があったとき又は理事長が欠けたときに理事長の職務を代理し、又はその職務を行う理事についてあらかじめ指定しているものの明文化されていないことから整理すること。